

1 基本的事項

地域の特性への配慮

基準

地域の特性を考慮し、その基調となる景観と調和させること

考え方

地域の景観は、その地域において、永きにわたる人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えているといえるでしょう。

そうした地域において、大規模行為による魅力ある景観の形成を図るためには、当該行為によって地域の特性や個性が失われたり、阻害されることのないよう、地域固有の特性を十分把握し、それらの要素を大切にしながら設計や計画に生かすことが大切です。地域固有の街並みや自然、色彩などといった景観の基調と調和を図っていくことが望まれます。

景観形成事例



栃木を代表する、歴史と文化を伝える歴史的建造物。(日光市)



棚田と集落が一体となった農村風景は、永きにわたる人の営みを伝える地域固有の景観である。(黒羽町)



周囲の山並みや湯治場の歴史を今に伝えている。(那須町)

1 基本的事項

既存施策への配慮

基準

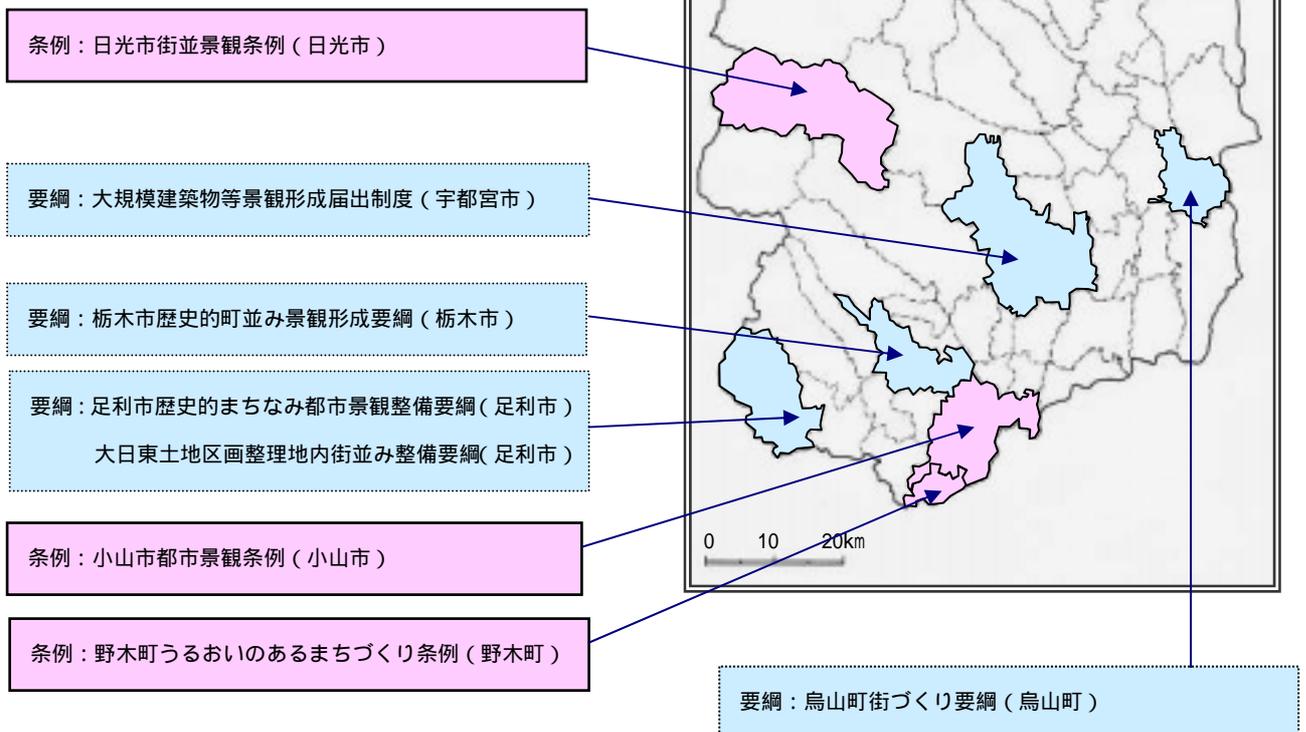
大規模行為を行う土地について、自然公園法(昭和32年法律第161号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく施策又は県若しくは市町村が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること

考え方

景観形成は多様な施策と一体となって行う必要があります。景観に関する関係法令の規定に沿うことはもちろん、県及び市町村の総合的な景観施策()との整合性に努め、効果的な景観づくりに寄与していくことが望まれます。

県景観条例に基づく景観形成基本方針、大規模建築物の建築に関する事前指導要綱等や、市町村が定める都市計画マスタープラン、景観形成ガイドライン、景観形成基本方針等を指す。

景観施策の分布(市町)



(「平成15年度都市景観施策に関する実態調査」より)

1 基本的事項

視点と視対象の関係性への配慮

基準

見る位置(視点場)と見られる対象(視対象)との関係を考慮した景観形成に努めること

考え方

良好な景観の認識は、「見られる存在」としての美しい「視対象」があり、それを「見る存在」としての「視点」の関係があって、はじめて成立します。

一般に大規模行為は「視対象」となるものを整備又は保全することになりますが、その際にも、どこから見られるのか、見られたときにどうあるべきかを意識し、計画や設計において配慮することが、景観形成において重要であると考えられます。

良好な景観が認識される「視点」となり得る場所は、固定された場(シーン景観)だけでなく、車窓景観のような移動する場(シーケンス景観)も考えられ、また、高い位置の視点からの俯瞰による視対象など、それぞれの見え方があります。

そうしたあらゆる見る人の立場にたち、意識的に「視点場」を想定し、視点場の環境を整えていくとともに、視対象となる大規模行為とその背景との一体的な景観づくりを進めることで、良好な景観の認識を、積極的に持たせていくことが望まれます。

景観形成事例



市街地が見晴らせる小高い場所を、展望広場として整備し、その良好な景観が享受できる視点場を確保している。(宇都宮市)

見え方の種類

- ・シーン景観：立ち止まっている歩行者・周辺住民の視点
- ・シーケンス景観：移動する歩行者の視点、ドライバーの視点

景観認識の説明図

